○国土交通省告示第三百二十六号

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成二十六年国土交通省告示第千百七号）第七条の規定により、同告示第五条第二項第四号及び第五号に掲げる事項の変更の届出があったので、同告示第十四条第一項第三号の規定により、公示する。

令和八年二月二十七日　国土交通大臣　金子　恭之

一　次の登録番号の資格付与事業又は事務を行う者（法人）の代表者の氏名を「中村　哲已」から「大本　修」に変更する。

・品確技資第一号
・品確技資第二号
・品確技資第四号
・品確技資第六号
・品確技資第十号
・品確技資第二十六号
・品確技資第三十七号
・品確技資第四十二号
・品確技資第四十六号
・品確技資第五十一号
・品確技資第五号
・品確技資第六号
・品確技資第九号
・品確技資第百十一号
・品確技資第百十二号
・品確技資第百十三号
・品確技資第百十四号
・品確技資第百十六号
・品確技資第百十七号
・品確技資第百十九号
・品確技資第二十号
・品確技資第二十二号
・品確技資第二十四号
・品確技資第二十七号
・品確技資第三十一号
・品確技資第三十九号
・品確技資第四十二号
・品確技資第四十三号
・品確技資第四十五号
・品確技資第四十七号
・品確技資第五十九号
・品確技資第六十一号
・品確技資第二百十三号
・品確技資第二百十五号
・品確技資第二百三十三号
・品確技資第二百三十七号
・品確技資第二百四十一号
・品確技資第二百四十四号
・品確技資第二百四十五号
・品確技資第二百四十六号
・品確技資第二百四十七号
・品確技資第二百四十八号
・品確技資第二百五十九号
・品確技資第二百六十号
・品確技資第二百六十八号
・品確技資第二百六十九号
・品確技資第二百七十五号
・品確技資第二百七十六号
・品確技資第二百七十七号
・品確技資第二百八十号
・品確技資第二百八十一号
・品確技資第二百八十四号
・品確技資第二百八十五号
・品確技資第三百九十七号

二　次の登録番号の資格付与事業又は事務を行う者（法人）の代表者の氏名を「原　裕」から「若林　直樹」に変更する。

・品確技資第三号
・品確技資第五十九号
・品確技資第百八号
・品確技資第百二十三号
・品確技資第百二十五号

三　次の登録番号の資格付与事業又は事務を行う者（法人）の代表者の氏名を「佐々木　葉」から「池内　幸司」に変更する。

・品確技資第七号
・品確技資第八号
・品確技資第十五号
・品確技資第十六号
・品確技資第二十二号
・品確技資第三十一号
・品確技資第三十二号
・品確技資第三十九号
・品確技資第八十六号
・品確技資第八十七号
・品確技資第九十四号
・品確技資第百十八号
・品確技資第百二十八号
・品確技資第百二十九号
・品確技資第百三十二号
・品確技資第百三十三号
・品確技資第百四十号
・品確技資第百四十四号
・品確技資第百四十六号
・品確技資第百六十三号
・品確技資第百六十四号
・品確技資第百六十五号
・品確技資第百六十六号